

資料 2

計画に盛り込むべき施策等について（意見の整理）
（案）

平成27年10月16日
沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会

1 沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会
2 計画案に盛り込むべき施策等について（意見の整理）
3 （案）
4
5

6 沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会では、「沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会設置
7 要綱」に基づき、これまで4回の会議を開催し、検討会の構成員から幅広く意見を聴取し、議論
8 してきた。

9 検討会における意見の整理結果は、以下のとおりである。

10 本検討会としては、今後、沖縄県が「子どもの貧困対策推進計画（仮称）の策定」に当たり、
11 これらの意見を適切に反映するよう期待する。

12
13 **第1 基本的な方針に関する意見**

14 **1 計画への意見**

- 15 ・計画には、例えば子どもの貧困を半減させるだとか、スクールソーシャルワーカー（SSWr）
16 を全市町村に置くなど、具体的な数値目標を設定する必要がある。（第1回6P・29行）
- 17 ・子どもの貧困対策の対象範囲に大学生も入れる必要がある。（第3回6P・26行）
- 18 ・計画は、現在実施している調査（県）の結果を踏まえた内容にする必要がある。
19 （第1回議事録）

20
21 **2 貧困対策の視点**

- 22 ・対象となる子どもをどのように理解するか、どのような理解の仕方が子どもにとって成長
23 の糧となるかを考える必要がある。（第1回5P・33行）
- 24 ・子どもにとって使いやすいような支援がどのようなものなのかについて追求し、考えていく
25 ことが必要である。（第1回6P・35行）
- 26 ・子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体の問題として取り組む必要がある。子ども
27 の支援者、関係者の正しい理解が必要である。（第2回7P・13行、第3回4P・30行）
- 28 ・子どもの貧困の支援内容について、個別にターゲットを絞って対応をすることが必要であ
29 る。（第2回9P・23行）
- 30 ・地域ごとに課題や地域資源など事情が異なるため、個々の事例を通して浮かび上がった問
31 題を地域の問題と捉え、地域の中で解決策をつくる必要がある。（第3回6P・11行）

32
33 **3 その他の意見**

- 34 ・今後は沖縄県を貧困対策の先進県に持っていく必要がある。（第1回3P・21行）
- 35 ・行政と民間の協働、子どもへの支援のため、予算面の充実が必要である。
36 （第2回7P・16行）

1 第2 子どもの貧困対策に関する施策に対する意見

2 1 教育の支援

3 (1) 就学援助の充実

4 ア 就学援助制度の充実

- 5 ・申請期間の延長や遡及適用の実施など、利用しやすい仕組みづくりが必要である。
6 (第2回7P・5行)
- 7 ・本県は全国に比べて低年齢での視力低下が多いため、積極的にメガネ等の代金支給を行
8 う必要がある。(第2回7P・6行)
- 9 ・広報をすれば支給が増えるため、役所が広報を制限するということがないよう、予算面
10 の課題をクリアする必要がある。(第2回7P・27行)

11
12 イ 就学援助制度の効果的な運用

- 13 ・研修対象者が担当者と管理職に限定されており、実際に貧困と向き合う担任や支援員等
14 に対象を広げる必要がある。(第2回7P・1行)
- 15 ・就学援助制度の広報が不十分のため、説明会の複数回実施やアウトリーチでの個別対応
16 が必要である。(第2回7P・3行)
- 17 ・実施主体は市町村だが、県は、協議会等を創設して、県内外の最新データの提供、好実
18 践例の紹介、情報交換の場の提供、制度を積極的に活用できるシステムづくりを担う必
19 要がある。
20 (第2回7P・10行)
- 21 ・制度の周知広報については、FM放送、ケーブルテレビの活用、学校による説明会開催、
22 申請の土曜日受付等を行っている事例がある。就学援助は権利として受けられることを
23 伝える必要がある。(第2回7P・25行)

24
25 (2) 奨学金の充実

26 ア 給付型奨学金の創設

- 27 ・償還義務のない給付型奨学金制度の創設が必要である。(第3回2P・16行)
- 28 ・奨学金は、4年制大学卒で500万円の負債を抱える。就労も厳しい時代での返済は厳し
29 い。このため、無償の奨学金は必要である。(第3回5P・6行、8行)
- 30 ・特にひとり親世帯・児童養護施設の子どもたちには、給付型の奨学金で大学卒業まで支
31 援する制度が必要である。(第3回5P・13行)
- 32 ・奨学金の返済ができないと信用情報に載ったり、今後の生活にもかかわる、という状況
33 があるので、学習支援の先は奨学金の取組が必要である。(第3回5P・17行)
- 34 ・給付型奨学金は、国の制度を待たずに県で先行する必要がある。(第3回6P・23行)
- 35 ・兄弟2、3人が奨学金を受けると、家族全体で1,000万に近い借金を抱える。奨学金給
36 付制度をつくることは大学でも叫ばれており、県と市町村が連携しながら、制度を設計

1 する必要がある。(第3回7P・19行)

- 2 ・静岡県のケースでは、社会的養護の下で育った4年制大学等に通う者への生活費や学費
3 の一部を支給して、(対象者を)段階的に増やしている。小中の学習支援は除々に広がり
4 を見せているが、その先の大学進学のを確保しないと未来が描けない。先進県を参
5 考に、給付型奨学金を創設する必要がある。(第3回10P・13行)

7 イ 奨学金の給付方法

- 8 ・給付方法という意味では、大学の給付金も自動償還で、問題意識をもって取り組む必要
9 がある。(第3回11P・11行)

11 (3) 学校教育における学力の保障等

12 ア 学力の保障

- 13 ・問題行動や不登校児童生徒の特徴として、小学校低学年から学習に積み残しがみられ、
14 自尊感情が低く、貧困家庭であることが多いので、学校において、学力の保障と自己肯
15 定感を高める支援が必要である。(第2回3P・10行、12行～14行、23行)
- 16 ・確かな学力の定着(学習の保障)を図るためには、多忙な教員が授業づくりに専念でき
17 る学校環境づくりが急務であり、学習に遅れのある児童生徒一人ひとりに支援できる教
18 員又は支援員、ボランティアの確保が必要である。(第2回3P・15行、21行)
- 19 ・勉強ができないと中学校からは自尊感情が持ちきれなくなるので、小学校低学年からの
20 積み残しがないようにする必要がある。(第2回・資料2・3P・16行)
- 21 ・学習の積み残しは小学校の低学年から始まるため、小学校1年生から4年生までは30名
22 学級編成が必要である。学級担任によるこのような児童の掘り起こしと再任用制度の活
23 用などによる学校全体における学習支援体制の確立が必要である。
24 (第2回・資料2・3P・18行～20行、22行)

26 イ 自己肯定感を高める支援

- 27 ・子どもの自己肯定感(自尊感情)を高める支援のために、学校教育の方向性を「注意・
28 叱責」から「受入れ・承認」に変える必要がある。(第2回3P・26行)
- 29 ・小学校では先生のほとんどが担任となっており、多岐にわたる職務などで忙しく、個に
30 応じた適切な対応ができない状況のため、学校全体のコーディネーター役として、担任以
31 外の教師を配置する必要がある。(第2回3P・27行)
- 32 ・また、教員定数を増員し、スクールカウンセラーを全小学校に配置する必要がある。
33 (第2回3P・29行)
- 34 ・仲間づくり、長所を伸ばす、勉強がわかるなど、心を保てるような支援をする必要があ
35 る。そのためにも地域の人たちの支援を学校に入れていく必要がある。
36 (第2回4P・11行)

- 1 ・視点として、家庭状況を変えること難しいので、子どものために使える支援がどの程度
2 あるか、学校ができることは何かを考えることが必要である。

3 (第2回4P・21行、22行)

5 ウ 特別支援教育

- 6 ・小学校の早い段階での適切な処置と個別の学習支援などきめ細かな支援を行う必要がある。
7 (第2回3P・34行)
- 8 ・通級学級の設置申請のある全学校へ通級学級を設置する必要がある。(第2回3P・34行)

10 (4) スクールソーシャルワーカー (SSWr) の配置等の充実

- 11 ・貧困家庭、放任・ネグレクト家庭への支援として、スクールソーシャルワーカー (以下
12 「SSWr」という。)を小学校、中学校に配置し、家庭の問題を早い段階からすくい上げ
13 必要がある。

14 (第1回3P・9行)

- 15 ・SSWrは、数だけ増やすのではなく、待遇面 (社会保険加入等) の改善が必要である。ま
16 た県が市町村へ働きかけていくことも必要である。(第2回9P・18行)
- 17 ・SSWrは一任職のため、問題を1人で抱えることで生じるストレスの問題があり、業務へ
18 の支援 (スーパービジョン) 体制の整備が必要である。(第2回6P・28行)
- 19 ・有資格者が少ないため、SSWrが福祉資源を知らないことがある。SSWrの底上げをしてい
20 く必要がある。(第2回9P・13行)
- 21 ・要対協の中にSSWrが入って一緒に組み立てていくことが必要である。(第2回8P・4行)

23 (5) 学校外教育を含めた学習支援の充実

- 24 ・学校だけでなく、福祉等の関係機関が連携し、学習が遅れている子どもたちを支援する
25 必要がある。(第1回3P・11行)

- 26 ・保護者や地域の人による学習を支援できる体制づくりが必要である。

27 (第2回・資料2・1P・32行)

- 28 ・(ひとり親世帯の) 学習支援面では、学習障害等専門的対応を要するケースが増加する
29 など、居場所づくりなどの支援メニューを増やして対応する必要がある。

30 (第3回4P・23行)

- 31 ・小学校の低学年から学力支援は必要である。貧困家庭の子どもは、例えば若年出産が当
32 たり前に思うなど、親の状況の摺込み^{すり}があるので、物事を判断する力を低学年から養う
33 ことが必要である。(第3回5P・25行)

- 34 ・地域の無料塾が広がるのはとても良いことだが、自信をつけさせるということが大事で、
35 来ない子を拾っていくことが必要である。(第1回6P・2行)

- 36 ・学習支援は一般的にはいい制度だと言われるが、受け手側に届かない場合もある。押し

- 1 つけの支援でなく、本人の望みに応ずる支援も必要である。(第3回5P・30行)
- 2 ・学習支援はサービスに乗れる子ばかりではなく、貧困も同時に抱えているので、親を一
- 3 緒に支えて、親の育児負担を減らす必要がある。(第3回10P・33行)
- 4

5 2 生活の支援

6 (1) 保護者の生活支援

7 ア 保護者の生活支援

- 8 ・保護者と子どもがともに孤立している場合があるため、寄り添うような支援が必要であ
- 9 る。(第2回7P・15行)
- 10 ・両親の障害は、(貧困の)発生率も依然として高いのが現状である。貧困の再生産にな
- 11 らないように、細かく支援をする必要がある。(第3回7P・9行)
- 12 ・結婚で離島から本島に来て離婚した場合、孤立して子育てしているケースがある。離島
- 13 の子どもの貧困対策についても考える必要がある。(第3回11P・19行)
- 14

15 イ ひとり親への支援

16 (ア) 自立支援

- 17 ・多くが債務を抱えており、家計管理支援だけでなく債務整理への支援が必要である。
- 18 (第3回4P・22行)
- 19 ・ひとり親世帯の県営住宅の優先入居の要望は高いため、抽選なしで優先的に入居できる
- 20 制度設計が必要である。(第3回10P・20行)
- 21 ・賃貸物件の場合、生活困窮者は、保障協会と保証人をつけないと借りられないので、物
- 22 件の選択幅が狭い。高齢者・障害者は賃貸物件の契約に行政が保証することが広まりつ
- 23 つあるので、子どもがいる世帯、母子世帯に拡充することが必要である。
- 24 (第3回10P・22行)
- 25

26 (イ) 母子生活支援施設の設置促進

- 27 ・沖縄県は離婚率が全国一だが、母子生活支援施設が3カ所しかないという現状であるた
- 28 め、各市に母子生活支援施設を設置する必要がある。(第1回3P・19行)
- 29 ・母子世帯が多い現状に見合う母子生活支援施設がないため、予算面など早急な改善が必
- 30 要である。(第3回4P・4行)
- 31

32 (ウ) ひとり親支援事業等の充実

- 33 ・母子家庭等モデル事業を市町村へ拡充する必要がある。(第3回4P・26行)
- 34 ・支援拠点を地域に設置して気軽に相談できる体制をつくり、地域が困窮世帯とつながる
- 35 機会を増やす必要がある。(第3回4P・27行)
- 36 ・家計相談支援事業など種々の事業を、横断的に機能させる役割を行政が担う必要がある。

1 (第3回4P・29行)

2
3 (2) 子どもの生活支援

4 ア 子どもの居場所づくり

- 5 ・夜、親が働いていて、居場所のない子どもたちのための夜の居場所を設置する必要がある。
6 (第1回3P・13行)
- 7 ・夜の児童館を活用し、食事の支援をしながら居場所を作り、それから学習支援にもって
8 いくことが必要である。(第1回5P・13行)
- 9 ・児童館を各小学校区に1館は設置する必要がある。(第1回5P・16行)
- 10 ・他人や社会への貢献は、自尊感動を生むので、仲間づくりや子どもの相談を受け入れる
11 居場所、児童が活躍できる居場所をつくる必要がある。(第2回3P・24行)
- 12 ・小学校までの学力があれば、支援を続けると自尊感情が高まるが、生活困窮家庭は親が
13 支援できず、学童にも行けない。その支援が必要である。(第2回3P・31行)
- 14 ・中卒の少年への支援は、深夜徘徊防止などの運動ではなく、理解し受け入れてくれる居
15 場所づくりが必要である。(第2回・資料2・4P・11行)
- 16 ・高校内の居場所づくりの設置は有効であるが、外部・民間の居場所合宿型の取り組みな
17 ども必要である。(第2回5P・15行)
- 18 ・子どもの居場所づくり、生活習慣、社会コミュニケーションは、教育支援と別立てで制
19 度を創設する必要がある。(第3回11P・15行)

20
21 イ 児童養護施設入所児童の支援

- 22 ・児童養護施設で非行に走った子ども達を見ると、学力が低い、皆との関わりが下手とい
23 うわけでもないのに自分のことを“落ちこぼれ”と思っている場合が多かった。「自分
24 でも出来る」、「もう少しやれる」と思わせてくれる良き理解者の存在が必要である。(第
25 1回5P・27行)
- 26 ・児童養護施設では、18歳までに年金や税金、保険などの経済教育について学ぶシステム
27 が必要である。その場合、施設職員以外の方が教育活動を行うことが望ましい。
28 (第2回2P・17行)
- 29 ・(施設中心型から施設小規模化の流れの中で)未就学の児童については、里親に預ける
30 努力が必要である。(第3回3P・23行)
- 31 ・里親の場合の就職・進学の数値は把握されておらず、里親の調査は進んでいない。里親
32 が養育困難となり施設に戻すケースもあるため、施設と里親の連携を児童相談所と一緒
33 にやっていく必要がある。(第3回3P・25行、26行)

34
35 ウ 児童養護施設等の退所児童の支援

- 36 ・児童養護施設では、卒園した後の子ども達の自立への支援と社会資源の活用が必要であ

1 る。(第1回5P・20行)

- 2 ・ 児相やSSWr以外に相談できる大人がいないため、施設退所後においても必要な時に社会
- 3 資源につなげられるような支援が必要である。

4 (第2回8P・38行、9P・1行)

- 5 ・ 卒園生同士のネットワークをつくり、自分の悩みを打ち明けることができるシステムを
- 6 つくる必要がある。(第2回9P・6行)
- 7 ・ 自立支援に向けては、家賃支援や保証人の確保が必要である。(第3回2P・18行)
- 8 ・ 卒園児童の連携、自立促進のための当事者団体の創設・育成が必要である。

9 (第3回2P・18行)

- 10 ・ 離職後のアフターケアを含めた支援が必要である。(第3回2P・30行)
- 11 ・ 施設を出た後、引受人や自宅に戻れない子どもは、就職先が限られるため、本年から配
- 12 置された職業指導員との連携が必要である。(第3回3P・11行)

14 **エ 妊娠期・乳幼児期からの支援**

- 15 ・ 沖縄は戦後からずっと貧困の再生産が続いている。子どもの面倒を見ない親自身もその
- 16 ように育てられているため、生まれたときからリスクを抱えている人を支援する必要が
- 17 ある。(第3回7P・3行)
- 18 ・ 早期支援、就学前支援の入り口として、胎児の段階でしっかりした対応をする必要があ
- 19 る。(第3回11P・17行)

21 **オ その他の子どもの生活支援**

- 22 ・ 子どもの居場所があり、寄り添うメニューがあれば子どもは伸びるといえるが、中学卒
- 23 業後、すぐにまたこぼれて、不登校や休学、ニート化、引きこもりとなるため、15歳以
- 24 降の支援が必要である。(第2回4P・34行、36行、38行)
- 25 ・ 親の会の相談で多いのは、学校の教師に余裕がなく親とトラブルになり関係が切れてし
- 26 まい、学校のサービスから切れて孤立してしまうこと。支援の空白期間をつくらないよ
- 27 うにする必要がある。(第2回6P・14行、16行)
- 28 ・ 子ども・若者支援のプロセスとしては、まずは生活困窮世帯の子どもをキャッチする。
- 29 粘り強く連絡を取り続け、その子どもを育てる。そして社会へ接続(高校進学・キャリ
- 30 ア教育・長期に働ける支援)する必要がある。(第2回5P・12行)

32 **(3) 関係機関と連携した支援体制の整備**

33 **ア つながる仕組みの構築等**

- 34 ・ SSWrなど専門家の専門性や役割の重要性を皆で認識し、連携する必要がある。つなく
- 35 システムの構築が必要である。(第1回6P・6行)
- 36 ・ 家族と子どもをつなぎ、子どもと社会をつなぐ人が重要で、子どもたちにとって使い勝

1 手がある仕組みが必要である。(第1回6P・9行)

- 2 ・不安定な少年たちと学校、地域、行政、商工会等をつないでくれるコーディネート役(世
3 話役)を各市町村教育委員会に職員として配置する必要がある。

4 (第2回・資料2・4P・15行)

- 5 ・生活保護家庭の場合、行政とつながっているから大丈夫という議論になることが多いが、
6 実際は生活保護のワーカーはそんなに丁寧にアプローチができてなく、その結果、孤立
7 を招いている。ソーシャルワークの視点で家庭を社会資源(福祉・医療・労働)に効果的
8 につなぐ必要がある。(第2回8P・27行)

- 9 ・対象者への情報提供だけでは制度利用につながらない。本人1人では利用できないから
10 生活困窮に陥っている。制度利用には、同行、訪問、分野横断型で対象者を限定せず、
11 その人が必要な資源につなげることが必要である。(第3回6P・4行、6行)

12 13 イ 乳幼児期からのつながる仕組み

- 14 ・家庭に問題を抱えている人は、乳幼児健康診査の未受診の傾向があるため、未受診の理
15 由確認を徹底し、未受診者をフォローすることが必要である。(第3回8P・3行、5行)

- 16 ・貧困の重症化防止には早期発見・早期支援が重要である。スクリーニングにより、6歳
17 (就学)までに支援するシステムとして、福祉制度に精通した、高い資質を持つ「育児支
18 援コーディネーター」を予算化し、全市町村に設置することが必要である。

19 (第3回8P・10行、27行)

- 20 ・両親に精神疾患がある場合、虐待率、貧困率も高くなる。精神疾患は発見しづらく、把
21 握しづらいため、「こんにちは赤ちゃん事業」の母子保健推進員や育児支援コーディネ
22 ーターを活用した早期発見、早期支援を行い、これらの関係性を学校につなげる必要が
23 ある。(第3回8P・34行、9P・22行)

- 24 ・「こんにちは赤ちゃん事業」で乳幼児支援に入る場合、保護者を支援機関につなげるた
25 めには、担当者の資質の向上が必要である。(第3回9P・7行、11行)

26 27 ウ 地域での支援

- 28 ・中卒の少年たちは、就労支援が不十分であるため、地域で見守り支援する体制の確立が
29 必要である。(第2回・資料2・3P・12行)

- 30 ・中卒少年は、仕事につきたいが雇用の場がないことなどで問題行動を起こす。このよう
31 な中卒少年を地域で受け入れてくれる人や場所・組織づくりが必要である。

32 (第2回・資料2・4P・9行、11行)

- 33 ・育児困難な人の支援を求める環境づくりを形成するため、地域が関わって人間関係を構
34 築するシステムが必要である。(第3回8P・7行)

35 36 エ つなぐ人材の育成

- 1 ・誰が受けても支援機関等へのつなぎができるシステムを構築するためには、人材育成が
2 必要である。(第3回6P・30行、33行)
- 3 ・ひきこもり支援は、住民の身近なところに入り口をつくる必要があるが、生活困窮な
4 か、若者支援なのか、また人材育成の位置付けをどうするのかを検討する必要がある。
5 (第3回6P・35行、36行)

7 オ 個人情報の活用

- 8 ・個人情報は、本人が生きるうえで自分の情報を使えるというシステムづくりが必要であ
9 る。(第3回9P・32行)
- 10 ・要対協では、法律の個人情報保護のルールが適用されている。個人情報については、ル
11 ール化すればあまり難しいことではない。福祉関係者の横の連携時の個人情報の扱いに
12 は共通理解が必要である。(第3回10P・3行、5行、6行)

13 カ 生活困窮者自立支援制度との連携支援

- 14 ・生活困窮は子どもの貧困でもある。今後3年間で生活困窮者自立支援制度と子どもの(貧
15 困)分野を連携させる必要がある。(第3回6P・2行)
- 16 ・生活困窮者を地域や職場で包摂して自立を促す必要がある。(第3回6P・10行)
- 17 ・子どもの問題は親や家庭の問題でもあるため、生活困窮者自立支援制度と子どもの支援
18 は両輪をなす。本制度を子どもの貧困と絡めて、地域の問題として課題解決に向かう仕
19 組みをつくる必要がある。(第3回6P・14行)
- 20 ・どのステージでもリスクが発生したら、背景に子どもがいることを忘れてはいけない。
21 大人の生活困窮者自立支援制度とともに、子どもの支援を入れる制度設計が必要である。
22 (第3回6P・20行)

23 (4) 子どもの就労支援

- 24
- 25
- 26 ・中卒児童や高校を中退した少年に対する就業前の職業訓練をやっていく必要がある。
27 (第1回3P・14行)
- 28 ・希望する子どもを全て受け入れ、進学支援だけでなく、仕事をしたい子どもには仕事に
29 つなげていくという、田名高校(神奈川県)のような高校を設置する必要がある。
30 (第1回3P・16行)
- 31 ・沖縄産業開発青年協会の施設など実績を上げている施設に誘導する仕組み作りが必要で
32 ある。(第1回3P・35行)
- 33 ・中卒の少年への支援として、地域の商工会や行政、自治体などで就労を支援する体制づ
34 くりが必要である。(第2回・資料2・4P・12行)
- 35 ・高校生のアルバイト代が家計を支えている場合がある。バイターンで在学中のアルバイ
36 トを就職につなげるような支援が必要である。(神奈川県例)

1 (第3回6P・24行、7P・14行)

2
3 (5) 支援する人員の確保

- 4 ・学習支援には、ボランティアでやってもらうのが理想であるが、多くの支援者（人員）
5 が必要となるため、一括交付金などを活用し、報酬を与えるなどの検討も必要である。

6 (第3回10P・29行)

- 7 ・学習ボランティアを退職教師の再雇用制度に盛り込む必要がある。(第3回10P・33行)
8 ・学習支援などは、ボランティアだけに頼るのではなく、制度としていくことが大事であ
9 る。将来の納税者である若者に対する投資として行政が計画的に予算をつける必要があ
10 る。(第3回11P・2行)

11
12 3 保護者への就労支援

13 (1) ひとり親への就労支援

- 14 ・ダブルワーク、トリプルワークを解消する必要がある。(第3回4P・17行)
15 ・スキル不足、社会保障制度の理解不足を解消する必要がある。(第3回4P・18行)
16 ・ミスマッチのない就労支援を行う必要がある。(第3回4P・19行)
17 ・資格取得の講習、就職へのサポート、ヘルパー派遣など日常生活支援等、個々の抱える
18 問題に応じた組み合わせが必要である。(第3回4P・20行)

19
20 4 経済的支援

21 (1) 子ども医療費助成等の充実

- 22 ・「子ども医療費助成事業」の給付方法が国の補助金制度の事情で、自動償還だが、貧困
23 家庭は特別に現物支給にする必要がある。(第3回11P・7行)
24 ・任意の有料の予防接種は、親の経済力が子どもの健康に影響する。すべての予防接種を
25 無料にする必要がある。(第3回11P・9行)

26
27 (2) ひとり親への経済的支援

- 28 ・ひとり親世帯における子どもの貧困率が50%を越えるという状況を改善する必要があ
29 る。(第3回3P・34行)

30
31 5 支援を必要とする子ども・若者

32 (1) 非行のある少年への支援

- 33 ・深夜徘徊をしている少年の数は、同じ人口規模の愛媛県の23倍。深夜徘徊を考えなけれ
34 ばいけないが、“させない防止運動”ではなく、そうならない状況をつくることが必要
35 である。(第1回4P・21行、23行)
36 ・保護司も一生懸命この子達を支援しようとして頑張っているが、沖縄県の子どもの特

1 徴として中卒生徒が多く、学歴、資格がないため、社会に出て自立していくには大きな
2 ハードルがあることから、このような子どもたちを支援する体制を整える必要がある。

3 (第1回4P・16行)

4 ・少年院から出たときに、採用する企業のメリット、就労インセンティブが必要である。

5 (第1回6P・13行、20行)

7 (2) 発達障害児への支援

8 ・発達障害は、幼い頃からの関わり方の問題で、二次障害、三次障害になって結局少年院
9 に行くことがある。小さいときからの関わりによってそういうことを防ぐための施策が
10 必要である。(第1回4P・9行)

11 ・発達障害は、早期発見・早期の対処が大事であり、支援員配置の充実など、県がどんど
12 ん先進事例をつくり市町村へおろすことが必要である。

13 (第1回4P・30行)

14 ・ボーダー層と呼ばれる子ども達に企業から要望されるスキルを教え、就職につなげると
15 いうような支援が必要である。(第1回5P・3行)

16 ・徐々に信頼関係を作り、少しずつ寄り添っていく大人の寄り添いというような支援が必要
17 である。(第1回5P・7行)

19 (3) 情緒障害児への支援

20 ・情緒障害児短期治療施設の学力保障は大きな問題である。現在、児童自立支援施設には
21 中学校の分校及び小学校の分教室を設置して教育支援をしているが、情緒障害児短期治
22 療施設も同様に設置する必要がある。(第2回8P・14行、19行)

23 ・情緒障害児短期治療施設の設置に当たっては、現在、情緒障害で在宅、その他の施設に
24 いる子どもたちに対しても、十分な支援ができるような体制を検討する必要がある。

25 (第2回8P・15行)

27 第3 子どもの貧困に関する調査研究

28 ・地域における子どもの貧困の実態等を踏まえて対策を実施する必要があるが、実態把握の
29 ためのデータが乏しいため、その集約が必要である。(第2回7P・8行)

沖縄県子どもの貧困対策に関する検討会
「計画案に盛り込むべき施策等について（意見の整理）」の整理方法について

意見の整理方法について

- 構成員の発言のうち、子どもの貧困対策の基本的な方針や施策等についての意見、提案となっているものを全て拾った上で、同一の内容等については、集約を行った。
- 文末は、原則として「～必要がある。」に統一した。
- 別表のとおり項目立てを行い、各意見を項目毎に分類した。
- 項目立ては、「大綱案に盛り込むべき事項について」（国）に準じて行った。
 - ・大項目 ①基本的な指針に関する意見
 ②子どもの貧困対策に関する施策に対する意見
 ③子どもの貧困に関する調査研究
 - ・中項目 大綱の重点施策（教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援、経済的支援）に「支援を必要とする子ども・若者」を加えた。
 - ・小項目 国の項目立てに準じながら、構成員からの意見で同一のテーマ等を集約、追加した。
- 各項目内（小項目内）の意見のならばは原則として時系列とした。
- 意見については、文言の整理上、若干の加筆・修正を行った。

別表【項目立て】

第1 基本的な方針に関する意見

- 1 計画への意見
- 2 貧困対策の視点
- 3 その他の意見

第2 子どもの貧困対策に関する施策に対する意見

- 1 教育の支援
 - (1) 就学援助の充実
 - ア 就学援助制度の充実
 - イ 就学援助制度の効果的な運用
 - (2) 奨学金の充実
 - ア 給付型奨学金の創設
 - イ 奨学金の給付方法
 - (3) 学校教育における学力の保障等
 - ア 学力の保障
 - イ 自己肯定感を高める支援
 - ウ 特別支援教育
 - (4) スクールソーシャルワーカー（SSW r）の配置等の充実
 - (5) 学校外教育も含めた学習支援の充実

- 2 生活の支援
 - (1) 保護者の生活支援
 - ア 保護者の生活支援
 - イ ひとり親への生活支援
 - (ア) 自立支援
 - (イ) 母子生活支援施設の設置促進
 - (ウ) ひとり親支援事業等の充実
 - (2) 子どもの生活支援
 - ア 子どもの居場所づくり
 - イ 児童養護施設入所児童への支援
 - ウ 児童養護施設等の退所児童の支援
 - エ 妊娠期・乳幼児期からの支援
 - オ その他の子どもの生活支援
 - (3) 関係機関と連携した支援体制の整備
 - ア つながる仕組みの構築等
 - イ 乳幼児期からのつながる仕組み
 - ウ 地域での支援
 - エ つなぐ人材の育成
 - オ 個人情報活用の活用
 - カ 生活困窮者自立支援制度との連携支援
 - (4) 子どもの就労支援
 - (5) 支援する人員の確保
- 3 保護者への就労支援
 - (1) ひとり親への就労支援
- 4 経済的支援
 - (1) 子ども医療費助成等の充実
 - (2) ひとり親への経済的支援
- 5 支援を必要とする子ども・若者
 - (1) 非行少年への支援
 - (2) 発達障害児への支援
 - (3) 情緒障害児への支援

第3 子どもの貧困に関する調査研究

確認したい事項（確認の視点）

- 記載された意見は、構成員の発言の趣旨に沿った内容となっているか。
- 構成員の意見に漏れはないか。
- 意見を全部拾うスタンスでよいか。
- 文末はこれでよいか。
- 項目立てはこれでよいか。
- 項目のならばはこれでよいか。
- 小項目内の意見は時系列でよいか。

子どもの貧困対策に関する検討会 意見の整理 新旧対照表

修正案	現行
<p>(P3、2行目)</p> <p>・静岡県のケースでは、社会的養護の下で育った4年制大学等に通う者への生活費や学費の一部を支給して、(対象者を)段階的に増やしている。小中<u>の</u>学習支援は<u>除々に広がりを見せているが、…</u></p> <p>(P3、29行目)</p> <p>・小学校では先生のほとんどが担任となっており、<u>多岐にわたる職務</u>などで忙しく、…</p> <p>(P4、11行目)</p> <p>・<u>貧困家庭、放任・ネグレクト</u>家庭への支援として、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を小学校、中学校に配置し、…</p> <p>(P6、29行目)</p> <p>・(施設中心型から施設小規模化の流れの中で)未就学<u>の児童</u>については、<u>里親に預ける努力が必要である。</u></p> <p>(P6、34行目)</p> <p><u>SSW</u>など専門家の専門性や…</p> <p>(P10、4行目)</p> <p>・学習支援には、ボランティアでやってもらったのが理想であるが、多くの支援者(人員)が必要となるため、一括交付金などを活用し、報酬を与えるなどの検討も必要である。</p> <p>(P10、8行目)</p> <p>学習支援などは、ボランティアだけに頼るのではなく、<u>制度として…</u></p> <p>(P11、20行目)</p> <p>・…現在、児童自立支援施設には<u>中学校の分校及び小学校の分教室を設置して教育支援</u>をしているが、<u>情緒障害児短期治療施設も同様に設置する必要がある。</u></p>	<p>(P3、2行目)</p> <p>・静岡県のケースでは、社会的養護の下で育った4年制大学等に通う者への生活費や学費の一部を支給して、(対象者を)段階的に増やしている。小中<u>高の</u>学習支援は<u>だいたいできてきているが、…</u></p> <p>(P3、29行目)</p> <p>・小学校では先生のほとんどが担任となっており、<u>校内委員会</u>などで忙しく、…</p> <p>(P4、11行目)</p> <p>・<u>貧困家庭、放任・ネグレクト</u>家庭への支援として、スクールソーシャルワーカーを小学校、中学校に配置し、…</p> <p>(P6、29行目)</p> <p>・(施設中心型から施設小規模化の流れの中で)施設に入所している<u>子どもは未就学の児童</u>が多いので、<u>里親に預ける努力が必要である。</u></p> <p>(P7、34行目)</p> <p><u>スクールソーシャルワーカー</u>など専門家の専門性や…</p> <p>(P10、4行目)</p> <p>・学習支援ボランティアの<u>なり手がいない</u>。一括交付金などを活用し、ボランティアでは<u>なく報酬を与える必要がある</u>。</p> <p>(P10、8行目)</p> <p>ボランティアではなく制度としていくことが大事である。</p> <p>(P11、20行目)</p> <p>・…現在、児童自立支援施設には<u>小学校を配置して教育支援</u>をしているが、<u>情緒障害児短期治療施設も小学校を配置する必要がある</u>。</p>